

赤 監 第 27 号
令和 4 年 12 月 13 日

請求人 省略

赤磐市監査委員 本庄 司郎
赤磐市監査委員 原田 素代

住民監査請求について（通知）

令和 4 年 10 月 18 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づき提出された赤磐市職員措置請求書（以下「本請求」という。）について、監査した結果を同条第 5 項の規定により下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人 請求人の住所、氏名
省略

2 請求書の提出 令和 4 年 10 月 18 日

3 請求の内容

1 請求の趣旨

赤磐市教育委員会 教育総務課 課長
同 教育次長
同 教育長 (役職名は当時)

らは、令和 2 年 5 月 13 日に起案、決裁がなされた以下、市内小中学校、幼稚園へのコロナ対策機器リース契約（以下、「本リース契約」）において、より安価かつ短納期で納入できる業者が市内に存在することを知りながら、それを無視し、高額なリース契約を締結した

件名	台数	金額（／月・税別）
A 小学校外 7 施設コロナ対策機器リース	6 5	2 3 9, 8 5 0
B 中学校外 2 施設コロナ対策機器リース	2 0	7 3, 8 0 0
C 幼稚園外 2 2 施設コロナ対策機器リース	2 3	8 4, 8 7 0
D 小学校外 3 施設コロナ対策機器リース	7 6	2 8 0, 4 4 0
E 中学校外 1 施設コロナ対策機器リース	2 8	1 0 3, 3 2 0

本リース契約の対象となった商品甲社製コロナ対策機器（以下、「本対象品」）は、過去に市内幼稚園に納入実績があることから検討対象となった。

しかし、本対象品と同等のコロナ対策機器を製造するメーカー 乙社が市内にあることを、教育委員会は認知していたにも関わらず（令和 2 年 5 月 8 日赤磐市議会臨時会での次長答弁）、本対象商品の販売元から提供された誤った情報

1) 乙社品は高価

2) 乙社品は能力が過剰

を鵜呑みにし、本対象品での契約を令和 2 年 5 月 1 3 日起案した。

しかし、その時点では本対象品はメーカーの生産が追い付いておらず、納期が未定であった。

本対象品が納入されないまま、令和 2 年 7 月に F 小学校児童にコロナ患者が発生

この時、教育委員会からの要請を受け、乙社は本対象品と同等品である、乙社製コロナ対策機器①（以下、「乙社品」）を 2 0 台、無償貸与し F 小学校に設置した。（その後、令和 3 年 3 月まで有償貸与）

さらに、令和 2 年 8 月に G 中学校でも感染が発生、同様に乙社は無償で乙社品 2 0 台を無償貸与設置した。（その後、令和 3 年 3 月まで有償貸与）

この時点で、教育委員会は以下の事実を認識している。

①乙社にも本対象品と同等の商品がある

②乙社は生産が間に合っており、納入が可能である

にも関わらず、教育委員会は乙社に対する価格問合せも行わなかった。

リース契約は対象となる商品が納入されるまで契約成立とならないため、本対象品が納入されていない令和 2 年 8 月時点では、契約申し込みを撤回し、他社品に変えることも可能であるが、それをしなかったことで、結果的に市内小中学校、幼稚園へのコロナ対策機器設置が遅れることとなった。

さらに、本リース契約における本対象品の価格は定価よりも若干安価ではあるが、市場価格よりもはるかに高価であった。

乙社品は令和 2 年 3 月から 8 月にかけて赤磐市役所などへ複数台納入されており、その単価は本対象品の契約価格より約 1 0 % 安い。また、本対象品と乙社品は市場では同等品とみなされており、他自治体で何度も競争入札の対象とな

っていた。その際は、両社ともさらに値引きを行い、乙社も本リース契約における価格よりもさらに20%近く安価に落札した実績もあった。

本リース契約を競争入札、又は2社以上での見積合わせを行えば、最低でも300万（乙社の赤磐市へ販売価格との差額）、最大では1000万円（市場における最安値との差額）も安く契約することが可能であった。（価格はいずれも5年総額）

以上の通り、本対象品以外の同等品の存在を知らず、調査、検討を怠ったことで教育委員会は赤磐市に多額の損失を発生させた。

尚、本件に関し、教育委員会は他社との契約の存在を隠し、乙社に対して、F小学校、及びG中学校への乙社品貸与を要望したが、乙社が本リース契約の存在を知ったのは、令和3年4月ことである。これについて、乙社が教育委員会に抗議し、令和3年4月14日にその説明を受けた。本リース契約の経緯を知る参考となるため、この時の会議録を添付する。

赤磐市に対して多額の損失を発生させた教育委員会の対象職員には降格、減給などの懲戒処分を請求する。さらに、乙社品の存在を知らず、本リース契約の存在を秘匿し続け、かたくなに本対象品での契約を進めた理由は何か、その背景にあるものも明らかにすることも同時に求める。教育委員会職員の言う、「コロナ対策は急を要していた」「事務手続き上問題はない」で済ませるべきではない。

上記行為が発覚したのが令和3年4月であり、既に一年以上経過した上での請求となったのは、以下に示す通り、副市長を窓口として、調査を要求してきたが、完了に1年半近くかかり、かつ調査報告も納得できるものでないことから、本日での請求に至った。

《行為の発覚から現在に至る経緯》

- 1) 令和3年4月12日G中学校に本対象品が設置されているのを発見し、教育委員会に問い合わせ、本リース契約が締結されていたことを知る
- 2) 令和3年4月28日請求者から副市長に本件問合せ
- 3) 令和3年5月14日副市長、総務部 参与（当時）より、市長にも報告したこと、及び内部調査を行う旨を聞く
- 4) その後、幾度かの副市長からの電話報告を経て、令和3年12月27日市長と面談。コンプライアンス審査会で調査を行うので、待つて欲しい旨の依頼を受ける
- 5) 令和4年8月19日副市長、総務部参事と面談。調査結果（令和4年度諮問第1号）の報告を受ける。

4 監査請求の理由

- (1) 請求人は赤磐市の住民であり、乙社の代表取締役である。
- (2) 本リース契約において、より安価かつ短納期で納入できる業者が市内に存在することを知りながら、それを無視し、高額なリース契約を締結した。
- (3) 本リース契約は対象となる商品が納入されるまで契約成立とならないため、本対象品が納入されていない令和2年8月時点では、契約申し込みを撤回し、他社品に変えることも可能であるが、それをしなかったことで、結果的に市内小中学校、幼稚園へのコロナ対策機器設置が遅れることとなった。
- (4) 本リース契約を競争入札、又は2社以上での見積合わせを行えば、最低でも300万（乙社の赤磐市へ販売価格との差額）、最大では1000万円（市場における最安値との差額）も安く契約することが可能であった。（価格はいずれも5年総額）
- (5) 本対象品以外の同等品の存在を知りながら、調査、検討を怠ったことで教育委員会は赤磐市に多額の損失を発生させた。
よって、赤磐市に対して多額の損失を発生させた教育委員会の対象職員には降格、減給などの懲戒処分を請求する。さらに、乙社品の存在を知りながら、本リース契約の存在を秘匿し続け、かたくなに本対象品での契約を進めた理由は何か、その背景にあるものを明らかにすることも同時に求めるものである。

5 添付書類

- 甲1 「赤磐市教育委員会におけるコロナ対策機器「甲社製コロナ対策機器」随意契約に関して」の会議録
- 甲2 入札結果表
- 甲3 納品書
- 甲4 物品購入契約書（見本）

第2 請求の受理

本請求は、令和4年10月18日付けで収受したものであり、法第242条に定める要件を具備していると認められるとの意見があり、令和4年10月27日に受理した。

なお、法第242条第2項において、住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

本請求の対象は、令和2年10月21日に締結された下記のリース契約（以下「本リース契約」という。）である。

記

（税込価格による内訳）

- ・ A小学校ほか7施設（65台）
契約金額 15,830,100円
月額 263,835円
- ・ B中学校ほか2施設（20台）
契約金額 4,870,800円
月額 81,180円
- ・ C幼稚園ほか22施設（23台）
契約金額 5,601,420円
月額 93,357円
- ・ D小学校ほか3施設（76台）
契約金額 18,509,040円
月額 308,484円
- ・ E中学校ほか2施設（28台）
契約金額 6,819,120円
月額 113,652円

以上

本リース契約の締結は令和2年10月21日に行われ、請求時において1年を経過している。しかしながら、請求人が本請求の中で、「正当な理由」があるとして主張している内容が適正であるか、「正当な理由」であるとする「特段の事情」が認められるかを、監査の実施の中で調査、検討、判断する必要があることから、受理後にその要件審査を行うこととした。

第3 監査の実施

1 監査の対象

(1) 監査対象事項

本リース契約の違法性及び不当性並びに本リース契約を締結したことによる市の損害の有無を、監査対象事項とする。

(2) 監査対象部局

本庁	教育委員会	教育総務課
本庁	総務部	総務課
本庁	総務部	コンプライアンス推進室

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、請求人に対し、令和4年11月4日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 証拠の提出

請求人からは甲1～甲4のほかに新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述の概要

ア 甲1には、コロナ対策機器の8機種が掲載されているが、各機種の性能は全く異なるものであった。また、その8種類の中には乙社製コロナ対策機器①～③も存在していたが、その中には既に販売されていないものもあった。

イ 乙社製品については、ホームページ上でも紹介されており、調査すれば確認できる。しかし、教育総務課からは問い合わせも確認もなかった。教育総務課は、誤ったコロナ対策機器比較表（以下「比較表」という。）を資料として、乙社には同等品がなく、価格も高いと判断した。

ウ 乙社は、新型コロナウイルスの感染者が発生した令和2年7月及び8月の時点でコロナ対策機器を提供できた。教育総務課は、契約が締結されていないにもかかわらず、生産が追い付いていなかったメーカーのコロナ対策機器を購入しなければならなかったのはなぜか。徹底的に調べてほしい。

3 監査対象部局に対する事情聴取

令和4年11月7日及び同月14日、監査対象部局の関係職員から事情を聴取し、併せて関係書類の調査を行った。

(1) 市長及び副市長に対する事情聴取の概要

請求書中、市長及び副市長がそれぞれに請求人に対し「待つて欲しい」（以下「本発言」という。）旨の依頼をしたとあるのは、本リース契約について市として調査をするので、調査結果を待つて欲しいという

趣旨で伝えた。請求人の行動を抑制するような意味ではない。また、住民監査請求をすることを待ってほしいとは言っていない。

(2) 教育委員会に対する事情聴取の概要

ア 甲1について

甲1の内容に相違はない。

甲1には、比較表の一部が画像として貼付されている。この画像は、教育長、教育次長、教育総務課長が令和3年4月14日に乙社を訪問した際に比較表を示し、これが請求人により撮影されたものである。

イ 比較表による機種選定について

比較表は、教育総務課が本リース契約の業者選定の起案書に添付した資料である。ここには、コロナ対策機器8機種が掲載され、オゾン発生量、消費電力、適用範囲及び用途金額が記載されている。しかし、教育総務課の担当職員は、これらの記載内容について確認をしていない。また、これら8機種が現に製造されているか否かについても確認していない。

比較表は、平成30年度及び令和元年度に赤磐市内の幼稚園に本リース契約と同一の機種を導入した際の起案書の資料に添付されていたものである。比較表の作成時期、作成者及び作成経緯は不明である。

比較表には、乙社製コロナ対策機器②及び乙社製コロナ対策機器③が乙社製品であることの記載がある。教育総務課の担当職員はこれらの製品がメディアを通じて乙社製品であることを認識していたことからこのように記載したものである。しかし、乙社に確認して記載したものではなかった。その結果、教育総務課では、本来乙社製品である乙社製コロナ対策機器①が乙社製品とは認識されていなかった。

上記のとおり、機種選定については、比較表の内容に誤りがあった。しかし、比較表の内容が事実と反することを認識したのは、業者選定後である。

ウ 機種選定について

機種選定にあたっては、教育委員会内で教育長及び教育次長も含めこの比較表をもとに協議した。

教育総務課では、赤磐市内の小中学校の休校明けに備えて、新型コロナウイルス感染症の対策のために早急に対策を講じる必要があった。本リース契約の申し込みをした令和2年5月当時、コロナ対策機器の発注が集中されることが予想され、できるだけ早急に発注しなければコロナ対策機器の調達が遅れる状況にあった。

このような状況のもとで、乙社製コロナ対策機器②、乙社製コロナ

対策機器③及び甲社製コロナ対策機器の価格を比較した。その結果、甲社製コロナ対策機器の価格が最も低かった。また、甲社製コロナ対策機器は平成30年度及び令和元年度に幼稚園の導入実績があり、インフルエンザ等の感染予防に効果があり、契約の履行の確実性があると判断した。

以上の比較を行って、甲社製コロナ対策機器を選定してリースすることにした。

エ リース会社の選定について

リース会社に丙社を選定した理由は、製造元の甲社では、リース契約ができないため、平成30年度及び令和元年度に甲社製コロナ対策機器のリース実績のある業者として選定した。

業者選定に当たっては、地元の業者に目を向けるという発想はあった。しかし、乙社はリース会社ではなく、製造会社であったため業者選定の対象としなかった。

オ リース業者の切り替えについて

契約の申し込みから契約締結日までの間に、納期が遅れているリース業者を切り替えるか否かについて検討しなかった。

その理由は、本リース契約の申込書に、「お客様のご都合でこの申し込みを撤回された場合は、ご契約者様はそれに係る損害をリース会社及び販売会社に対し賠償するものとします。」という文言があり、本リース契約の申し込みを撤回することにより、違約金が発生するのではと考えたことによる。そこで、申し込みを撤回して他の業者からコロナ対策機器を調達することをしなかった。

ただし、申し込みの時点からそれ以降の契約締結日まで「お客様のご都合」がどういう場合を想定しているかの確認を丙社には行っていない。また、申し込み後にも、損害の有無及び損害額等を確認していない。

カ レンタル契約について

令和3年7月から8月にかけて乙社との間でレンタル契約を締結した。

その際、乙社から他社に対する契約の申し込みの有無を聞かれなかったため、乙社に対して本リース契約の申込について伝えていない。

秘密裡にしていたわけではない。あくまでも機種選定及び業者選定については、幼稚園の導入実績により行ったものである。

第4 監査の結果

監査委員の事実関係の確認結果及び判断については、以下のとおりである。

1 認定した事実

(1) 本リース契約の概要

令和2年4月7日	国が緊急事態宣言を発出
令和2年4月16日	緊急事態宣言の区域変更により緊急事態措置区域が全都道府県となる
令和2年4月21日	岡山県下の小中学校における臨時休校開始
令和2年5月8日	臨時議会でコロナ対策機器の調達の予算確保について答弁
令和2年5月13日	本リース契約について、事業の実施及び丙社への見積徴取の起案 (内訳) A 小学校ほか7施設 (65台) B 中学校ほか2施設 (20台) C 幼稚園ほか22施設 (23台) D 小学校ほか3施設 (76台) E 中学校ほか2施設 (28台)
令和2年5月21日	岡山県下の小中学校における教育活動の再開
令和2年5月29日	丙社と示談 本リース契約の申込書提出の起案 (内訳) A 小学校ほか7施設 (65台) B 中学校ほか2施設 (20台) C 幼稚園ほか22施設 (23台) D 小学校ほか3施設 (76台) E 中学校ほか2施設 (28台)
令和2年7月25日	F 小学校において新型コロナウイルス感染症が発生
令和2年8月11日	G 中学校において新型コロナウイルス感染症が発生
令和2年10月21日	丙社より本リース契約の長期継続契約の協議書の提出及び納品 本リース契約の締結の起案及び支出負担行為 (税込価格による内訳) A 小学校ほか7施設 (65台)

	契約金額 15,830,100円 月額 263,835円 B 中学校ほか2施設 (20台) 契約金額 4,870,800円 月額 81,180円 C 幼稚園ほか22施設 (23台) 契約金額 5,601,420円 月額 93,357円 D 小学校ほか3施設 (76台) 契約金額 18,509,040円 月額 308,484円 E 中学校ほか2施設 (28台) 契約金額 6,819,120円 月額 113,652円
--	---

(2) 乙社とのレンタル契約の概要

令和2年7月25日	F 小学校において新型コロナウイルス感染症発生
令和2年7月27日 (～令和2年8月2日)	F 小学校 休校
令和2年7月日不詳	くらし安全課課長から教育委員会に、乙社がコロナ対策機器の用意が可能かもしれないとの情報提供
令和2年7月27日	F 小学校コロナ対策機器レンタルの実施及び乙社に見積徴取の起案
令和2年7月29日	乙社と示談 レンタル契約の締結起案及び支出負担行為 (税込価格による内訳) F 小学校普通教室へ22台 契約金額 150,040円 月額 150,040円 契約期間 令和2年8月1日～同年8月31日
令和2年8月11日	G 中学校において新型コロナウイルス感染症が発生
令和2年8月8日 (～令和2年8月23日)	G 中学校 休校

令和2年8月17日	F小学校及びG中学校コロナ対策機器レンタルの実施及び乙社に見積徴取の起案
令和2年8月20日	F小学校及びG中学校コロナ対策機器レンタルについて、乙社と示談 レンタル契約の締結起案及び支出負担行為 (税込価格による内訳) F小学校普通教室へ22台 契約金額 1,050,280円 月額 150,040円 契約期間 令和2年9月1日から令和3年3月31日 G中学校普通教室及び特別教室へ19台 契約金額 907,060円 月額 129,580円 契約期間 令和2年9月1日から令和3年3月31日

2 監査委員の判断

本請求は、令和4年10月18日に行われている。本リース契約は、令和2年10月21日に締結されたものであるから、財務会計行為から1年を経過した後の監査請求であって、「正当な理由」がなければこれを行うことができない（法第242条第2項）。

住民監査請求に基づく監査および勧告についての決定は、「監査委員の合議による」（法第242条第11項）ものであるが、監査委員の間で「正当な理由」の有無について協議によっても「合議」が整わなかったことから、監査及び勧告をすることはできない。

しかし、「正当な理由」があるとの意見をもった監査委員が本リース契約の違法性及び妥当性について事実上の監査を行ったことから参考にその意見を記載する。

(1) 監査請求期間の解釈

監査請求期間について、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」（法第242条第2項）と定められている。

ここにいう「正当な理由」の有無については、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をすれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に、当該行為の存在

及び内容を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁平成14年9月12日判決）と解されており、この判例の事案では、決算書が一般の閲覧に供されて市の住民がその内容を了知することができるようになったときを相当期間の起算点としている。

ア 正当な理由はないとする見解

（ア）相当な期間の起算点

本リース契約については、令和3年9月29日に決算書が一般の閲覧に供されて住民がその内容を了知することができたことからすれば、この時点をもって客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に、当該行為の存在及び内容を知ることができたといえる。

したがって、令和3年9月29日が相当期間の起算点となる。

（イ）相当期間の経過

本請求は、令和3年9月29日から約13か月後の令和4年10月18日に行われている。約2か月あれば、監査請求のために必要な情報の収集及び検討を行うことができることからすると、相当な期間を経過している。

（ウ）特段の事情の有無

請求人は、本発言をもって特段の事情がある旨主張する。

しかし、本発言の趣旨は、コンプライアンス審査会の調査結果を待つて欲しいというものであって、請求人による監査請求を抑制又は禁止するものではない。また、この発言は、令和3年12月27日になされたものである。請求人は、令和3年4月14日には教育委員会の関係職員から本リース契約について説明を受けている。このことから、令和3年4月14日から令和3年12月27日まで、審査請求人は、何の支障もなく監査請求をなした。

以上の本発言の内容及び時期に鑑みれば、これが特段の事情に該当するとはいえない。

（エ）結論

よって、特段の事情は認められず、本請求に「正当な理由」は認められないことから、本請求は監査請求期間を徒過するものとして却下されるべきである。

イ 正当な理由はあるとする見解

(ア) 相当な期間の起算点

決算書には、契約の内容又は相手方、契約締結方法等の情報が記載されていないので、本リース契約の存在及び内容を知ることができた時点とはいえない。

ただし、本請求の事実関係では、令和4年8月23日に公表された赤磐市コンプライアンス審査会の調査報告により、契約の内容又は相手方、契約締結方法等の情報が住民に提供されていることから、この公表時点である令和4年8月23日が本リース契約の存在及び内容を知ることができたと解される時に該当する。

(イ) 相当な期間内

令和4年8月23日から相当な期間内に監査請求したものであると判断する。

(ウ) 特段の事情

仮に相当な期間を経過していたとしても、本請求には特段の事情が認められる。

確かに、請求人が本リース契約の存在は了知していたことは認められる。しかし、請求人が、市長及び副市長に対し本リース契約についての説明を求めたところ、市長及び副市長から調査するので待ってくれとの回答を受けて、調査で明らかになることを信じて調査が終わるのを待った経緯がある。また、市長は、事態に不正行為の疑惑を感じ、岡山県警への調査依頼をしており、その事実を市長、副市長から請求人に伝えられていた。請求人は地元業者である乙社の代表取締役でもあり、事をこじらせるのは本意ではないという思いが請求を遅らせるに至った事情であり、特段の事情が認められる。

よって、本請求には「正当な理由」が認められることから却下されるべきではない。

(2) 随意契約の方法による契約の締結について

ア 入札不適の解釈

本リース契約は、「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」(法施行令第167条の2第1項第2号)に該当するとして随意契約の方法により締結された。

「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」とは、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難というべき場合及び当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法

をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益増進につながると合理的に判断される場合をいうと解されている。

赤磐市会計事務必携に定められた内部基準では、上記に該当する場合として以下のように記載されている。

- ・ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- ・ 特殊の性質を有する品物を買入れ若しくは契約について特別の目的があることにより品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき。

本リース契約において機種選定された甲社製コロナ対策機器は、「特殊の性質を有する品物」であるとはいえず、また「特定の者でなければ納入することができないものであるとき。」にも該当しない。

したがって、競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合には該当しない。

イ 緊急性を理由にした随意契約について

入札不適のほかに、本リース契約を「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」（法施行令１６７条の２第１項第５号）として随意契約の方法により締結することも考えられる。

本リース契約の申込をした時期は、国から緊急事態宣言が発出され国民の新型コロナウイルスへの危機感が高まり、マスクや消毒液等感染対策物品の需要が増大し、市場の流通が止まっていた時期でもあり、総務省から法１６７条の２第１項第５号の緊急性を理由にした随意契約が可能と示されている。

しかし、随意契約の方法により契約の締結ができたとしても、相手方の選定において裁量権の逸脱又は濫用がある場合には違法となる。緊急性を理由に物品の調達を随意契約の方法により行うのであれば、相手方の選定においては、調達できる時期を考慮すべきであり、このような考慮が行われていない場合には、相手方の選定において裁量権の逸脱又は濫用が認められる。

（ア）本リース契約の申込みに納期の定めがないこと

本リースの申込みに納期の定めがない。相手方から調達できる時期を契約に定めることは重要な要素であるにもかかわらず、そのような定めがなかったことからすると、教育総務課において調達できる時期を重要視していたとは言い難い。

（イ）申込み後に業者の切り替えを検討していないこと

本リース契約においては、申込み後に、より早期にコロナ対策

機器を納入できる業者を選定し、申込みを撤回するという方法によっても、赤磐市内の小中学校にコロナ対策機器を設置することができた。

この点について、教育総務課は、申込みを撤回すれば丙社から損害賠償請求を受けることを理由にこのような契約手法はとらなかった旨主張する。

しかし、本リース契約の申込書には、「ご契約者様のご都合でこの申し込みを撤回された場合には、ご契約者様はそれに係る損害をリース会社及び販売会社に対し賠償するものとします。」の文言があるところ、申込みを受けた台数の甲社製コロナ対策機器を供給できないことによる撤回は「ご契約者のご都合」に該当しない可能性がある。また、丙社から具体的な損害の主張及び立証がない上、双方の間で損害賠償について協議されることもなかった。

このような事情に照らせば、損害賠償請求が認められるリスクは現実的なものではなかったものであり、重視すべきではない事情を過度に重視した結果、より早期にコロナ対策機器を納入できる業者の比較検討の機会を失っている。

しかも、令和2年7月及び8月には、赤磐市内の小中学校で新型コロナウイルスの感染が発生し、住民の生命又は身体に対する危険が差し迫っていたのであり、よりいっそう早期にコロナ対策機器を納入できる業者を選定すべき必要性が高かった。

(ウ) 以上の点を考慮すれば、相手方の選定において、調達できる時期を考慮していなかったとして、相手方の選定において裁量権の逸脱又は濫用が認められる。

ウ 結論

よって、緊急性を理由にした随意契約も違法であると判断する。

(3) 最小経費最大効果原則

法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」として最小経費最大効果原則を定める。そうすると、リース料、オゾン発生量、消費電力又は適用範囲等を比較検討し、同等品が存在するときには、同等品中ではいずれの機種であってもコロナ対策の目的を達成することができるので、「最小の経費」で調達しなければならない。

ア 比較検討を怠ったこと

本来機種を比較する場合、オゾン発生量や消費電力、適用範囲等同

等のもので検討すべきである。しかし、緊急性や多忙を理由に比較検討を怠ったことが認められる。

さらに、比較表中では、甲社製コロナ対策機器の同等品として乙社製コロナ対策機器①があると認められる。それにもかかわらず、乙社製品ではないと誤った判断をした。その結果、オゾン発生量や適用範囲の異なる機種のみが乙社製品であると判断して金額の比較を行い機種の選定をした。しかも、乙社製品ではないという一事をもって同等品を比較検討の対象としなかった。このような事務処理は、正当な比較検討を行ったとはいえず、不適切であり杜撰である。

イ 情報収集が杜撰であること

令和2年5月13日に本リース契約について事業の実施及び丙社への見積徴取の起案に、比較表が添付されている。この比較表は、本リース契約のために作成されたものではなく、平成30年度及び令和元年度に赤磐市内幼稚園にコロナ対策機器を導入した際の決裁済み文書の中から入手したもので、誰がいつどのような経緯で作成したのかわかり不明である。それにもかかわらず、比較表の内容を確認することなく、機種選定の際に、この比較表を信用し、選定の根拠としている。

ウ 結論

以上に照らせば、リース料、オゾン発生量、消費電力又は適用範囲等を比較検討が正当に行われなかった結果、同等品があるにもかかわらず、より安価なコロナ対策機器を調達する機会が失われたものであることから「最小の経費」で調達したということはできない。

よって、最小経費最大効果原則にも違反している。

(4) 損害の有無

本請求における損害とは、同等品をより安価にリースできた場合の甲社製コロナ対策機器のリース料と同等品のリース料の差額である。

請求人は、「本リース契約を競争入札、又は2社以上での見積合わせを行えば、最低でも300万円（乙社の赤磐市へ販売価格との差額）、最大では1000万円（市場における最安値との差額）も安く契約することが可能であった。」と主張し、この立証のために、請求人は甲2～甲4を提出している。

甲2～甲4は、販売価格を立証するものである。しかし、販売価格とリース料は異なるものであって、単純に比較することはできない。すなわち、リース料の価格はリース会社により変動するものであって、販売価格が仮に令和2年7月当時の甲社製コロナ対策機器の販売価格より安価であったとしても、これをもって随意契約の方法により甲社製コロナ対策機器をリースしたことが、入札を行った場合と比較して高額であっ

て、市に損害を与えたとする事実を認めることはできない。

したがって、損害があったとは認められない。

(5) 結論

よって、上記(2)により、入札不適及び緊急性を理由にした随意契約は違法であると判断するが(4)により、市への損害についてはあったとは認められない。なお、職員の処分については、地方公務員法第32条に反するものであり、しかるべき処分をすべきと考える。

第5 意見

最後に、下記のとおり意見を述べる。

本リース契約に関与した職員の知識不足をはじめ、緊急性や多忙を理由に、市役所内部での情報収集、契約の見直し等を怠った結果、今回の深刻な事態を招いたと考える。

教育委員会では平成30年度に不祥事がありながら、何の教訓にもならず、改善されていないと言わざるを得ない。

突発的な事態になればなるほど、慎重に、基本に忠実に事務を進めなければならないことを学んでいただきたい。

そして、今後二度と同じようなことが生じないように、組織内でのチェック体制を強化し、市長以下「報告・連絡・相談」の業務環境の改善を行い、再発防止に努められたい。